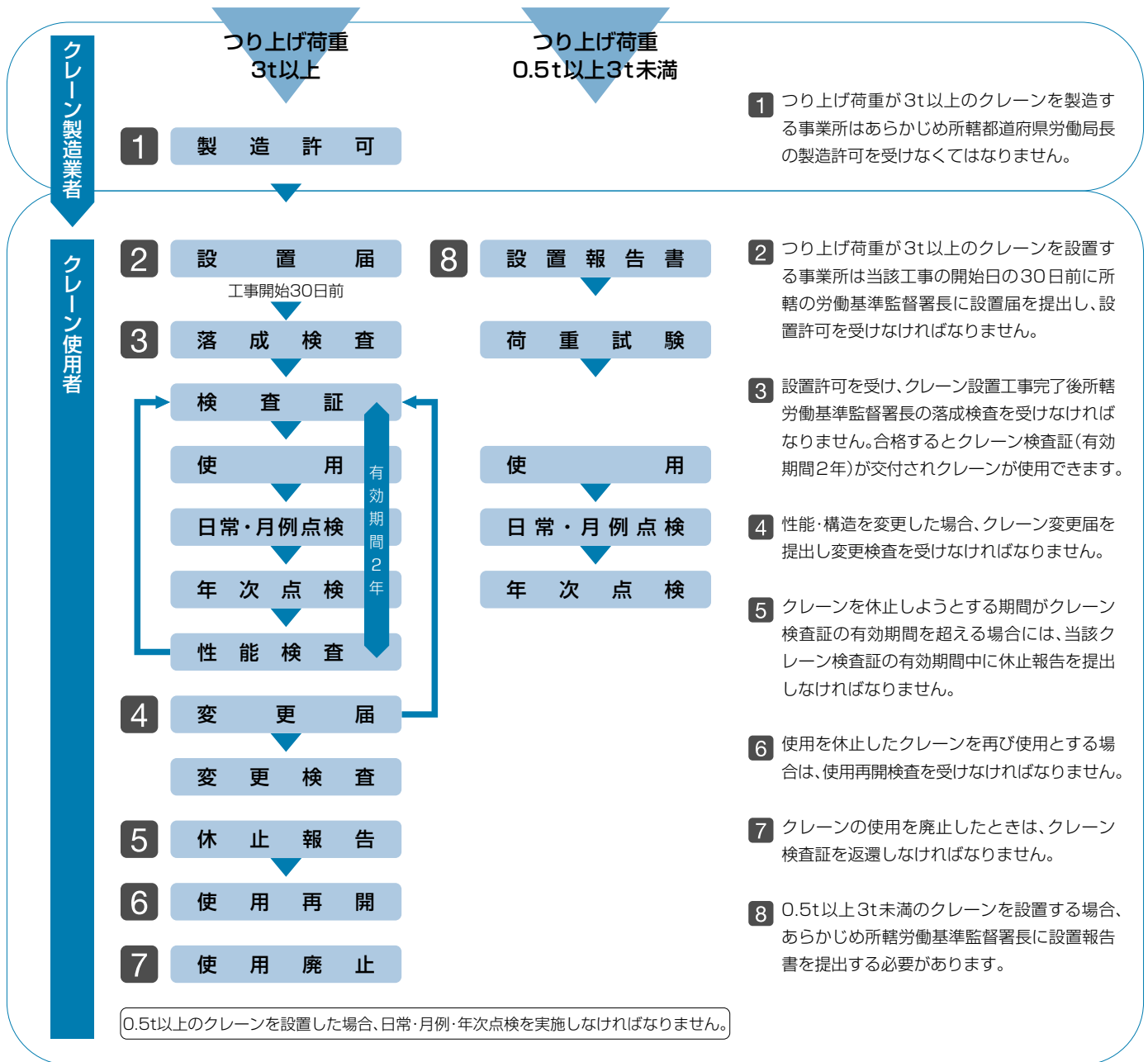


## 法的諸手続

クレーンを設置する場合はクレーン等安全規則によって製造許可・設置届・設置報告書等の手続きと設置後の点検が義務づけられています。

注) つり上げ荷重 = 定格荷重 + フック・クラブバケット等のつり具の荷重をいう。



## クレーンの運転および玉掛作業に関する諸規則

クレーンの運転または、玉掛けの業務にたずさわる作業者は、それぞれに定められた資格をもっていなければなりませんのでご注意ください。

項目		つり上げ荷重	0.5t未満	0.5t以上1t未満	1t以上5t未満	5t以上
クレーン運転者の資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン	適用除外		クレーン運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)		クレーン運転士免許 (クレーン則第22条)
	床上運転式クレーン					床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許 (クレーン則第224条の2)
	床上操作式クレーン					床上操作式クレーン技能講習 (クレーン則第22条)
玉掛作業者の資格				玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第222条)		玉掛技能講習 (クレーン則第221条)